

1 出願資格

(1)人物について

学習活動その他生活全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、修学に十分耐え得ると認められる者で、かつ、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある者。

(2)住所が次のア・イのいずれかに該当する者

ア 高等学校またはこれに準じる教育課程在学者にあっては、出願時に県内に住民登録されている者。

イ 高等学校若しくはこれに準じる教育課程を修了した者は、最終年次に県内に住民登録されていた者。

(3)学校教育法で定める次のアからエのいずれかの学校(以下学種という)に入学・編入学を希望する者、又は、既に在学している者※高等学校専攻科、通信制の学校は除く。

ア 大学院

イ 大学

ウ 短期大学

エ 専修学校専門課程(学校教育法第124条、第125条で定める学校の専門課程で2年以上の課程のもの)

(4)成績が別に定める基準を満たす者 (詳細は「2 成績の要件」(4頁)参照)

(5)学校長等から推薦を受けた者 (詳細は「3 推薦の要件」(4頁)参照)

(6)世帯の1年間の「認定総所得金額」が、「収入基準額」の基準額以下であること。

(詳細はVI世帯の収入基準について」(18頁～)参照)

(7)その他

ア 40歳未満(令和5年4月1日時点)の者

イ 過去に本多静六博士奨学金の貸与を受けていない者

ウ 学校を卒業した者にあつては、卒業後5年以内の者

〔留意点〕

○住所について

高等学校を卒業してから埼玉県に転居してきた者は該当しません。

○大学院について

貸与期間は、修士課程は2年、博士課程は3年とします。最短修業年限が、貸与期間と異なるときは申し出てください。

○専修学校専門課程とは次の条件等を満たしているものをいいます。

1 授業時間 年間800時間以上

2 生徒数 教育を受けるものが常時40人以上いること

3 入学資格 高等学校若しくはそれに準ずる学校を卒業した者

○対象外となる者について

1 奨学金の交付期間が1年未満となる者

2 入学・編入学又は在学している学校の聴講生

3 入学・編入学又は在学している学校の修学時間が夜間に限られる学校で在学期間中も一定の収入を確保することが可能であると認められる学校の者